

# 長岡京市障がい福祉計画

(第4期計画)

平成27年3月

長岡京市



## < 目 次 >

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1.	計画の位置づけ.....	2
2.	長岡京市の概況と課題.....	6
<b>第2章</b>	<b>成果目標・活動指標</b>	<b>13</b>
1.	平成29年度末の成果目標.....	14
2.	平成27～29年度の活動指標.....	16
ア.	相談系サービス.....	16
イ.	訪問系サービス.....	23
ウ.	日中活動系サービス.....	28
エ.	居住系サービス.....	37
オ.	児童福祉サービス.....	39
カ.	地域生活支援事業.....	43
<b>第3章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>57</b>
1.	連携体制の充実.....	58
2.	計画の進行管理.....	58
3.	障がい者（児）福祉基本計画との整合.....	58
4.	国への働きかけ.....	58
<資料>	.....	59

### 「障害」と「障がい」の表記について

長岡京市では、「障害」という言葉について、これが人の生活のしづらさに結びついた状態を表す場合には、「害」をひらがなで表記し「障がい」としています。

これは、否定的なイメージを含む「害」という漢字を人に対して使用することが、差別や偏見の助長につながらないよう配慮するものであり、すべての人権を尊重すること、また、障がいのある人への市民理解を深めることを目的とするものです。

ただし、法律等の用語や固有名詞については、そのままの表記とすることから、計画書を通じて「障害」と「障がい」の2つが混在しています。

# **第1章**

## **計画の策定にあたって**

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の位置づけ

### ① 上位計画と法的根拠

本計画は、「第四次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」の基本理念「自分らしく生きることができるとまちなみ 住み続けたいまち ながおかきょう」の実現を目指す中で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく成果目標、活動指標、障がい福祉サービスの必要量、その提供体制確保のための方策を定めるものです。

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の目的を踏まえつつ、国の基本指針※に沿って、障がい福祉の支援体制をさらに充実させていきます。

※ 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」及び「同指針の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第231号）」

### ② 計画の対象

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人、発達障がい・高次脳機能障害の人や難病患者等を対象とします。

### ③ 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度（3か年度）です。

	平成	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
長岡京市障がい者（児）福祉基本計画 障がい者（児）施策の理念や基本目標、重点事業を定めるもの		第三次					第四次					第5次 (策定予定)	
長岡京市障がい福祉計画 障がい福祉サービスの実施計画		第一期		第二期			第三期			第4期			

#### ④ 各種調査の実施

市民・事業所を対象としたアンケート調査やヒアリング調査など各種調査を実施して、障がいのある人とその家族・団体、サービス等の提供法人、学校などから、障がい福祉全般について、また、福祉サービスについての意見をうかがいました。

#### ●市民アンケート調査

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
調査対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
抽出方法	無作為抽出 (ただし、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を除き、「64歳以下」「65歳以上」を区分とし抽出割合を変更)	全数抽出 (ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者を除く)	全数抽出
抽出基準日	平成26年6月1日		
配布数	2,272件		
	合計：1,262件 17歳以下：28件 18-64歳：544件 65歳以上：690件	合計：438件 17歳以下：99件 18-64歳：325件 65歳以上：14件	合計：572件 17歳以下：5件 18-64歳：442件 65歳以上：125件
有効回答数(率)	1,142件(50.2%) ※下記「アンケート回答による回答者属性」には手帳所持の設問で所持する障がい者手帳が不明な回答件数を含まないため、各回答者属性の合計が有効回答数(率)の件数とは一致しません。		
(参考) アンケート回答による回答者属性	648件(51.3%) 17歳以下：12件 18-64歳：258件 65歳以上：363件 年齢不明：15件	223件(50.9%) 17歳以下：37件 18-64歳：169件 65歳以上：8件 年齢不明：9件	218件(38.1%) 17歳以下：4件 18-64歳：157件 65歳以上：53件 年齢不明：4件
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査期間	平成26年8月20日～平成26年9月10日		

#### 【参考】京都府による障がい者手帳所持者の年齢構成(平成25年度末)

	17歳以下		18～64歳		65歳以上		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
身体障害者手帳	58	1.3%	1,049	23.7%	3,315	75.0%	4,422
療育手帳	113	19.7%	436	75.8%	26	4.5%	575
精神障害者保健福祉手帳							483

※精神障害者保健福祉手帳は年齢構成が公表されていません。また、京都府では有効期限(2年)が過ぎた分を数年に一度、職権抹消されています。精神障がいの市民アンケート対象者は長岡京市障がい福祉システムから有効期間外の人も含めて抽出したため、配布数が京都府の公表する手帳所持者数を上回っています。

●事業所アンケート調査

調査対象	平成26年4月に長岡京市の支給決定者が利用した、 京都府下の障がい福祉サービス法人90件（うち乙訓圏域内35件）
有効回答数	68件（うち乙訓圏域内30件） ※事業所ごとに複数回答された法人があったため、有効回答率は算出して いません。
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成26年8月20日～平成26年9月10日

●ヒアリング調査

調査方法	個別またはグループでの聴き取り調査
調査期間	平成26年6月～平成26年11月
調査対象	<p>① <b>当事者</b>（8 団体）：長岡京市肢体障がい者協会／長岡京市視覚障害者協会／長岡京市難聴者協会／長岡京市ろうあ協会／京都言友会／京都喉友会／京都難病連／日本オストミー協会京都府支部</p> <p>② <b>家族</b>（11 団体）：あらぐさ会／乙訓楽苑家族会／乙訓障害児父母の会／乙訓心臓病の子どもを守る会／乙訓手をつなぐ親の会／乙訓の里親の会／乙訓やよい会／のぞみ工房家族会／花ノ木医療福祉センター利用者の家族／ひまわり会／若竹会</p> <p>③ <b>事業所（法人）</b>（24 団体）：あらぐさ福祉会／ENDEAVOR JAPAN／乙の国福祉会／乙訓障害者事業協会／乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター／乙訓福祉会／乙訓福祉施設事務組合／乙訓やよい福祉会／草のたね／向陵会／こらぼねっと京都／スマイルアライアンス／てくてく／長岡記念財団／長岡京市社会福祉協議会／のぞみ工房／フレンドリー／やまびこ／友愛サポート／友愛之郷／済生会京都府病院／旭が丘倶楽部／アゼリア／竹の里ホーム</p> <p>④ <b>学校</b>（5 団体）：向日が丘支援学校／向日が丘支援学校 PTA／わっしょいクラブ／特別支援学級 [長岡第八小学校]／特別支援学級 [長岡第三中学校]</p>
調査内容	<p>① 現行制度に関する意見、感想</p> <p>② 組織の現状と課題</p> <p>③ 今後の展望と方針</p> <p>④ その他</p>

## ⑤ 策定の経緯

「長岡京市地域健康福祉推進委員会 障がい福祉部会」において、第三期計画期間中の障がい福祉サービスの提供実績と進捗状況を把握・分析するとともに各種調査結果を踏まえて、計画内容等について検討しました。

また、以下の通り計画案を公表し、市民の皆様から意見を求める意見公募（パブリックコメント）手続きを実施しました。

意見募集期間：平成 27 年 1 月 15 日（木）～1 月 30 日（金）

意見提出数：7 人（33 件） ※ 簡易な字句の修正等は除きます。

### 意見公募（パブリックコメント）手続制度

市が基本的な政策等を立案する過程において、その趣旨・目的・内容等を市民に公表し、それに対して意見を求めます。そして、提出された意見を踏まえた意思決定をした上で、意見に対する市の考え方と対応についてを公表する一連の手続きをいいます。

この制度は、市政運営における公正・透明性の向上を図ること、また、市民の市政への参画を促進し、市民協働のまちづくりを進めることを目的としています。

## 2. 長岡京市の概況と課題

### (1) 障がいのある人とサービス利用の概況

#### ① 障がい者手帳所持者数の推移

##### ■障がい者手帳所持者数の推移

(単位：人：各年度末)

年度	第1期末	第二期			第三期（～26）	
	20	21	22	23	24	25
身体障害者手帳	4,041	4,128	4,224	4,360	4,453	4,422
療育手帳	492	523	539	556	569	575
精神障害者保健福祉手帳	397	479	555	642	447	483
障がい者手帳所持者数 合計	4,930	5,130	5,318	5,558	5,469	5,480
長岡京市総人口	79,449	79,742	79,873	79,806	79,997	80,035
総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合	6.2%	6.4%	6.7%	6.9%	6.8%	6.8%

※ひとりで複数の手帳を所持する人があるため、障がい者手帳所持者数合計と実人数は異なります。  
 ※精神障害者保健福祉手帳は平成24年度中に有効期限が過ぎた分を京都府で職権抹消されています。

##### ■身体障害者手帳所持者年齢構成の推移

(単位：人：各年度末)

年度	20		25	
	人数	割合	人数	割合
～ 17歳	61	1.5%	58	1.3%
18～64歳	1,195	29.6%	1,049	23.7%
65歳～	2,785	68.9%	3,315	75.0%
合計	4,041	100.0%	4,422	100.0%

##### ■療育手帳所持者年齢構成の推移

(単位：人：各年度末)

年度	20		25	
	人数	割合	人数	割合
～ 17歳	111	22.6%	113	19.7%
18～64歳	364	74.0%	436	75.8%
65歳～	17	3.4%	26	4.5%
合計	492	100.0%	575	100.0%

※精神障害者保健福祉手帳は年齢構成が公表されていません。

## ② サービス利用の推移

### ■障がい福祉サービス等の決算額の推移

(単位：千円)

年度	第一期末	第二期			第三期		
	20	21	22	23	24	25	26
障がい福祉サービス	634,340	764,256	857,686	929,580	1,125,290	1,228,269	1,378,330
障がい児通所支援					34,026	42,390	82,134
地域生活支援事業	62,646	60,950	66,252	70,904	74,841	81,773	85,577
合計	696,986	825,206	923,938	1,000,484	1,234,157	1,352,432	1,546,041

※児童福祉法の改正により、平成 24 年度から障がい児通所支援が開始しました。

※平成 26 年度は決算見込額を記載しています。

### ■障がい福祉サービス・障がい児通所支援支給決定者の年齢構成の推移 (単位：人)

年度	20		26	
	人数	割合	人数	割合
～ 17 歳	173	36.8%	239	32.0%
18～64 歳	284	60.4%	452	60.6%
65 歳 ～	13	2.8%	55	7.4%
合計	470	100.0%	746	100.0%

※平成 20 年度は 3 月分、平成 26 年度は 9 月分を記載しています。

■ 1か月あたりの障がい福祉サービスの推移（障害者総合支援法）（単位：人、千円）

年度	第一期末	第二期				第三期		
	20	21	22	23	24	25	26	
実利用者数(A)	392	444	499	531	407	433	446	
総費用額(B)	58,906	66,384	83,168	86,142	96,953	116,614	119,704	
訪問系サービス	11,351	15,603	20,045	21,461	23,478	33,739	33,295	
日中活動系サービス	36,034	39,313	50,579	52,436	58,018	64,864	67,470	
居住系サービス	11,392	11,383	12,470	12,180	14,769	16,617	17,087	
相談系サービス	129	85	74	65	688	1,394	1,852	
一人あたり費用額(B÷A)	150	150	167	163	239	269	269	

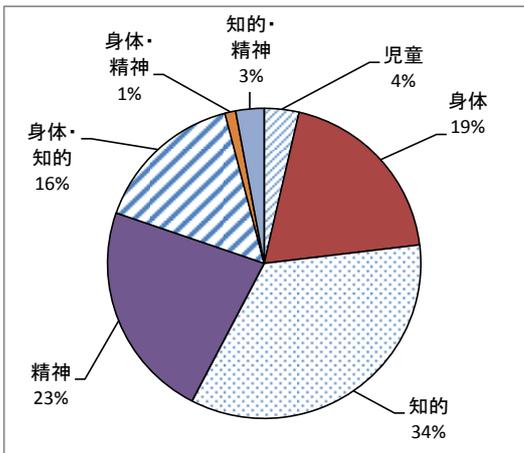
※障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、「児童デイサービス（日中活動系サービス）」が平成23年度をもって終了し、次ページの障がい児通所支援に再編されました。

※「総費用額」とは、給付費、特定障害者特別給付費、特別対策費、利用者負担額の合計です。

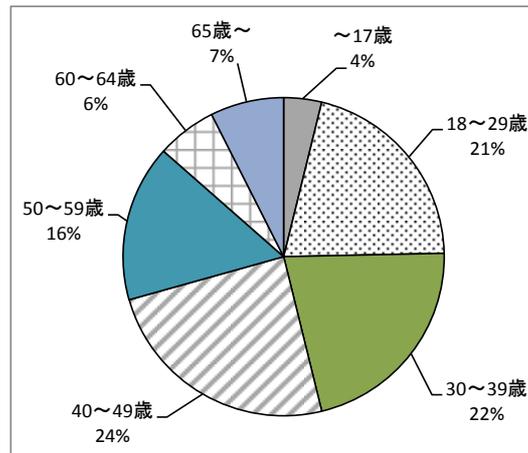
※平成20～25年度は3月分、平成26年度は9月分を記載しています。

■ 障がい福祉サービスの実利用者（平成26年9月分）

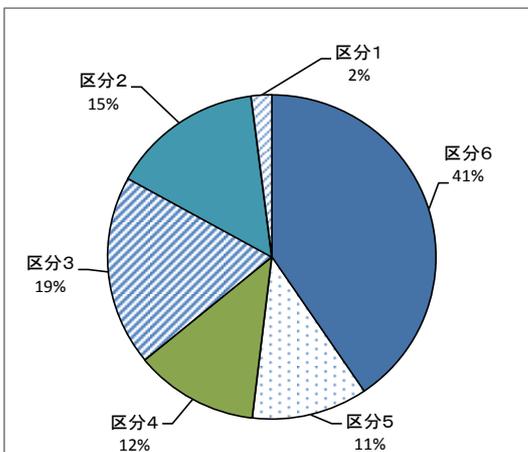
・ 障がい種別内訳



・ 年齢内訳



・ 障害支援区分内訳



■ 1か月あたりの障がい児通所支援の推移（児童福祉法）（単位：人、千円）

年度	第三期		
	24	25	26
実利用児数（A）	198	216	219
総費用額（B）	4,026	5,165	7,075
通所系サービス	4,026	3,957	6,335
相談系サービス	0	1,208	740
一人あたり費用額（B÷A）	21	24	33

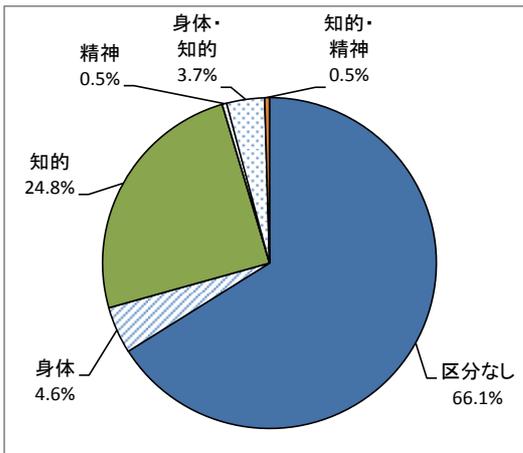
※児童福祉法の改正により、平成24年度から障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）が開始しました。

※「総費用額」とは、給付費、利用者負担額の合計です。

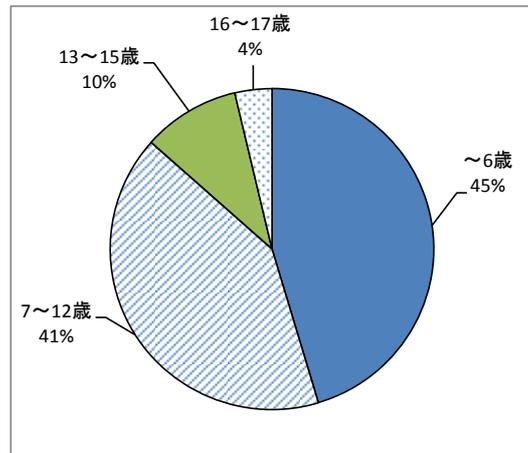
※平成24～25年度は3月分、平成26年度は9月分を記載しています。

■ 障がい児通所支援の実利用児（平成26年9月分）

・ 障がい種別内訳



・ 年齢内訳



## (2) 課題

各種調査結果とサービス利用の概況等を踏まえて、障がい福祉計画の推進にあたり基本的事項として捉える課題を以下の6点に整理します。

### ① サービス利用者の増加

ここ数年、障がい者手帳の所持者数は少しずつ増えています。しかし、障がい者手帳を所持しない、精神障がい・発達障がい・高次脳機能障害の人、難病患者等を含めると、今後、障がい福祉サービスを利用する人は、障がい者手帳所持者数の伸び以上に増えると見込まれます。

こうしたなかで、市内外の事業者等との連携のもとで必要なサービスの量的な充足、その前提となる支援者の確保等に努めるとともに、支援技術の向上などのサービスの質的向上も図っていく必要があります。

### ② 多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保

障がい福祉サービスの利用には、事前の手続きが必要です。また、障がい福祉サービスの利用実績はこの6年の間に倍以上に伸びていますが、一部のサービスには、乙訓圏域における提供量が十分でないものもあります。

事業者としても、障がい福祉サービス費等の報酬算定が利用実績ベースであることで、定員を常に満たした運営を行わなければ、安定した経営が行えません。そのため、本人・家族の体調変動などのニーズ変化にすぐ対応できない場合があります。

障がいのある人にとって、サービスそのものや事業所(支援者)に“慣れること”も体調管理等の面から重要ですが、例えば福祉型短期入所においては宿泊を伴わない体験利用は報酬算定の対象外となっています。

また、障がいのある人が暮らす場として自宅、グループホーム、入所施設などがあります。乙訓圏域にはグループホームについては、入居を希望する声が多くありますが、グループホームの開設には都市計画法による土地の利用制限や消防法によるスプリンクラーの設置の義務等の課題があります。入所施設については1か所しかありません。ないため、住み慣れた地域で仲間と暮らし続けたいという希望に対して、選択肢が少なくなっています。

このように、現状では本人・家族にとって、サービスの利用・選択の自由度が大きくありません。法制度の改善にも結びつくよう、課題を集約し、サービス利用の選択肢を増やすだけでなく既存の選択肢の強化を図るなど、安心して安定して暮らすことができる福祉の体制作りが求められています。

### ③ 就労支援の体制づくり

「働きたい」という本人の想いの実現にはさまざまな形があります。生活介護や就労継続支援B型事業所での仕事を通して工賃を得ること、就労継続支援A型事業所で雇用契約のもとに働くこと、一般就労を目指して就労移行支援に通うこと、離職者が再就職を目指して障がい者就業・生活支援センターを利用することなどが例として挙げられます。

福祉的就労における工賃水準の引き上げや活動の場の確保に向けては、ほっこりんぐ事業（市内障害者就労施設等による物品販売・役務受注事業）を行ったり、障害者優先調達推進法に基づき定めた市の調達方針に則って、障害者就労施設等から物品や役務の調達を推進しているところです。

福祉施設から一般就労への移行促進に向けては、福祉的就労から即、一般就労を目指す場合もありますが、本人の働きたいという意欲を尊重したり、働くために必要な習慣を身に着けたりするために、就労継続支援B型からまずは就労移行支援事業所へ、次に一般就労へといった、福祉的就労におけるステップアップを経て一般就労につなげる支援も有効です。

いずれの就労実現の形にとっても、就労系サービス事業所、相談支援事業者などの福祉分野だけでなく、教育、産業・雇用、一般企業などの関係者も含めて相互に協力し合い、情報を共有するためのネットワークが求められています。

### ④ 本人・家族の高齢化

本人・家族の高齢化、医療・福祉等の向上に伴う障がいの重度化によって、生活のしづらさの変化や家庭環境などの変化に対応する必要が生じてきています。今後、高齢世帯としての生活を考慮したり、介護保険制度への移行・併用が求められたりする人が増えるの見込んでいます。

また、いわゆる“親亡き後”に対する本人や家族、介護者の不安感についても、これと相まって、さらに強調されてきているところです。

そのため、プライバシーと尊厳が十分に守られた住環境や成年後見制度などの権利擁護に関する事業についても関心が一層高まってきています。

## ⑤ 相談支援のスキルアップ

平成 24 年度から計画相談支援・障害児相談支援が開始し、利用が順次進んでいます。しかし、サービス利用者数に対して相談支援専門員が不足しており、特に障がい福祉サービスでの計画作成導入率が低くなっています。事業所からは計画相談支援・障害児相談支援の報酬単価が低いという指摘があり、相談支援専門員を他サービスの支援員と兼務している事業所もあります。

障がいのある人の生涯を通したケアマネジメントが求められていることから、利用者層の拡大と生活課題の複雑化に適切に対応できるよう、相談支援専門員の増員はもとより、支援者の力量の平準化・底上げと、さらなる向上が求められています。

特に、発達に支援を要する児童に対しては、子ども本人の将来を見据え、家庭・学校・地域での生活において、一貫した支援が行われることが重要であり、そのための連携・協力体制や情報共有手法を確立させていく必要があります。

## ⑥ わかりやすい情報提供

障がい福祉施策は、そもそも制度が複雑であり、また、法改正等による制度変更が頻繁にあります。また、障がい特性によって情報を得ることに不自由さを抱える人に対する情報保障も必要です。そのため、本人や家族、支援者等に対する情報提供のあり方については、従来から工夫が必要とされています。

誰でも必要な情報が得られるよう、また情報そのもののわかりやすさについても、さらなる改善を図っていく必要があります。

## **第2章**

### **成果目標・活動指標**

## 第2章 成果目標・活動指標

### 1. 平成29年度末の成果目標

平成29年度を目標年度として次の成果目標を設定します。

#### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第4期計画】 (人)

項目	数値	備考
平成25年度末の入所者数	44	平成26年3月31日現在
(参考) 平成26年度末における入所者数 見込み(A)	48	平成27年3月31日時点
地域生活移行者数	2	平成29年度末までに入所施設からグループホーム等へ移行する者の数
削減数	2	平成29年度末までの入所者数の減少数
平成29年度末の入所者数	46	平成30年3月31日の見込み

※国の基本指針では平成25年度末の入所者数を基に数値目標を設定することになっていますが、本市では平成26年度末の入所者数見込みを基にすることとします。

[参考：第三期計画の進捗] (人)

項目	数値	備考
地域生活移行者数	目標値	4 平成17年10月1日時点の入所者49人のうち、平成26年度末までにグループホーム等へ移行する者の数
	実績値	2 平成19年度：1人 平成24年度：1人
削減数	目標値	4 平成17年10月1日時点の入所者数49人から平成26年度末の施設入所者数を引いた数
	実績値	1 平成26年度末の施設入所者数：48人 退所者数：21人(理由：入院、転出、死亡等) 新規入所者数：20人

※本計画における平成26年度の実績値はすべて推計です。

## ② 地域生活支援拠点等の整備

【第4期計画】

(か所)

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の整備	1	乙訓圏域内で1か所を整備

※「地域生活支援拠点」とは、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約させたものとして、原則グループホーム又は障害者支援施設に付加するとされています。(拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も考えられています。)また、整備にあたっては、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、どのような機能をどれだけ整備していくかについて検討することになっています。

## ③ 福祉施設から一般就労への移行

【第4期計画】

(人)

項目	数値	備考	
平成24年度の一般就労移行者数	1	平成24年度中に就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて一般就労した者の数	
年間一般就労移行者数	3	平成29年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数	
就労移行支援事業利用者数	実績値	8	平成25年度末の就労移行支援事業利用者数
	目標値	18	平成29年度末の就労移行支援事業利用者数
就労移行率(※)が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	市内の就労移行支援事業所の5割以上が、就労移行率3割以上を達成する	

※事業所ごとに年度当初に支給決定されている人数を分母とし、その事業所で年度中に一般就労した人を分子として算出します。

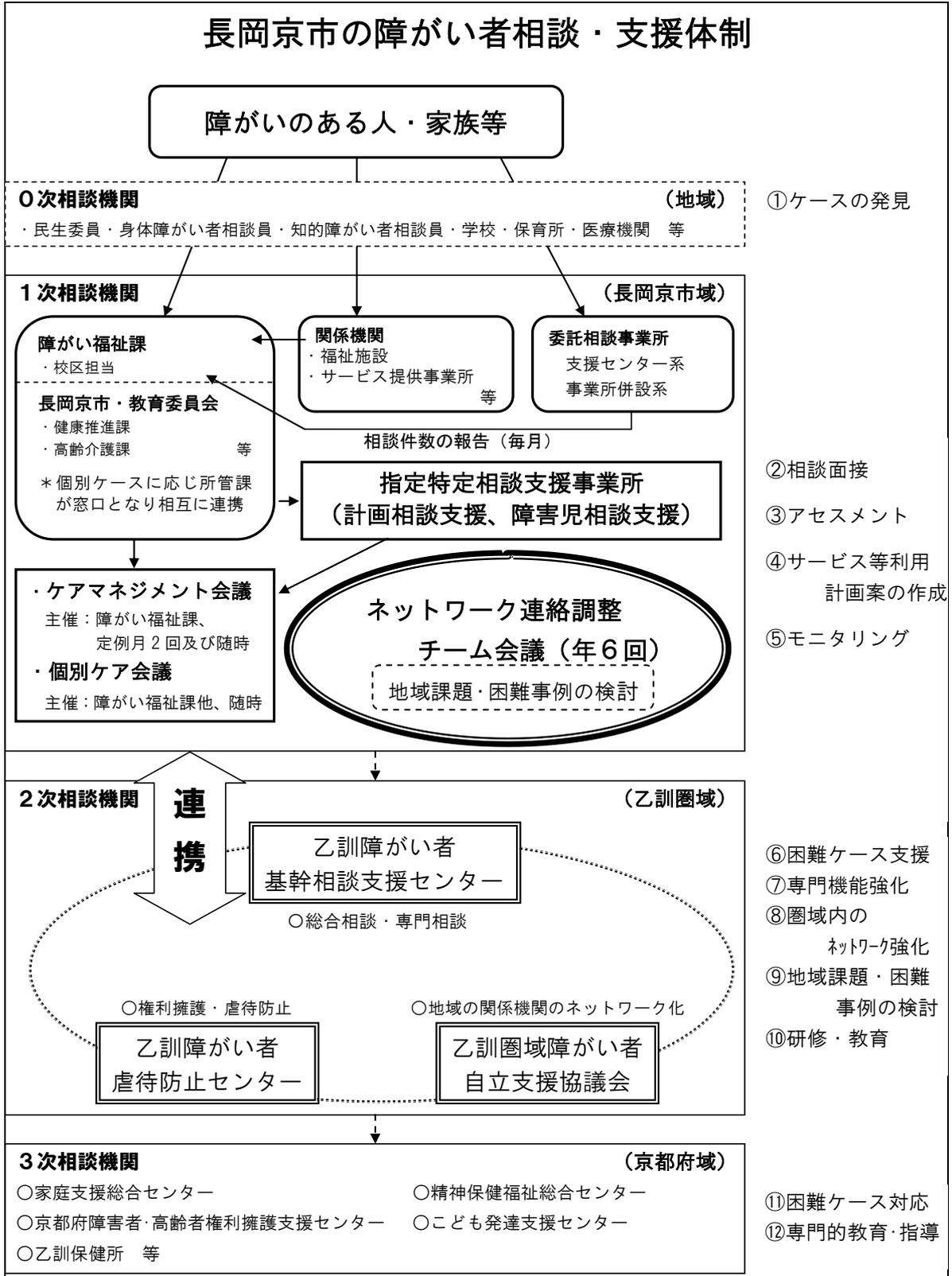
[参考：第三期計画の進捗(一般就労移行者数)]

(人)

項目	24年度	25年度	26年度
実績値	1	2	2
目標値	/		2

## 2. 平成27～29年度の活動指標

### ア. 相談系サービス



## ① 相談支援事業（地域生活支援事業）

---

### 【サービス概要】

障がいのある人や介護者を対象として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

### 【現況・課題】

障がい者相談支援事業は、在宅介護支援センターや障がい福祉事業を主とする7法人等へ委託していますが、相談件数実績に開きがあります。

基幹相談支援センターは乙訓圏域での共同設置という形で、「乙訓障がい者基幹相談支援センター」を平成25年4月に乙訓福祉施設事務組合内に設置しました。

基幹相談支援センター等機能強化事業では、長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」、相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンプル、乙訓障がい者基幹相談支援センターへ専門職員を配置しています。

### 【第4期の利用の見込み】

障がい福祉施策の対象者が増えていく中、誰でも身近な場所で気軽に相談できる窓口は引き続き求められています。障がい者相談支援事業は、高齢福祉における地域包括ケアシステムの充足・改編により、高齢者以外の相談実績がなかった在宅介護支援センター4か所への委託について、平成26年度をもって終了します。

また、基幹相談支援センターは、今後一層、地域の相談支援の中核的な役割を果たしていく必要があります。

相談支援の専門性強化事業も継続して実施します。

なお、住居入居等支援事業（居住サポート事業）については、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がいのある人に、入居に必要な支援調整に係る支援等を行う事業ですが、本市では、障がい者相談支援事業の範囲で対応することとして、第4期計画中は実施しません。

《各年度の実績と見込み》

○障がい者相談支援事業(一般)

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
事業所数	か所	8	10	11	11	7	7	7
基幹相談支援センター 設置の有無			協議	設置	設置	設置	設置	設置

※平成26年度の委託先：長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」、乙訓ひまわり園相談支援事業所、相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル、こらぼねっと京都、乙訓福祉会・ライフサポート事業所、乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター、乙訓ポニーの学校、在宅介護支援センター（済生会京都府病院、旭が丘倶楽部、アゼリア、竹の里ホーム）

○基幹相談支援センター等機能強化事業

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実施の有無		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

○住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実施の有無						実施せず	実施せず	実施せず

**【サービス量確保の方策】**

障がい福祉事業を主とする7法人等への委託と基幹相談支援センター機能強化等事業は継続して実施し、誰でも安心して相談し、必要な情報や助言が得られるように努めます。

また、基幹相談支援センターは相談支援のスキルアップを図るため、総合相談機能の充実として、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、専門的指導、相談支援専門員の人材育成を行います。

## ② 計画相談支援（指定特定相談支援）

### 【サービス概要】

障がい福祉サービスを利用する、すべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

### 【現況・課題】

市内の指定特定相談支援事業所は7事業所（相談支援専門員34人）です。（乙訓圏域には他に4事業所あり。）対象者数に対し、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員が不足しているため、計画作成導入率は約60%にとどまっています。相談支援専門員の増員、力量の平準化・底上げと、さらなる向上が求められています。

### 【第4期の利用の見込み】

障がい福祉サービスを利用する人は、今後も増えるの見込まれます。サービス利用にあたり計画相談支援の利用が必須なため、サービス利用者の増加と合わせて、計画相談支援利用者を見込みます。

《1か月あたりの平均実利用者数の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人		14.8	71.5	105.5	100	110	120
対見込み比			35%	85%	84%			

※「計画相談支援」「障害児相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、各月毎の「実利用者数」を12か月分合計し12（か月）で割った値。

### 【サービス量確保の方策】

市内法人を中心に、相談支援事業所の新規開設や計画相談支援従事者の増員について引き続き要請し、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する京都府に対し、研修の定員及び実施回数の増加について引き続き要望していきます。

相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

### ③ 障害児相談支援（指定障害児相談支援）

#### 【サービス概要】

障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

#### 【現況・課題】

市内の指定障害児相談支援事業所は4事業所（相談支援専門員25人）です。（乙訓圏域には他に3事業所あり。）平成26年度当初の計画作成導入率は100%となりました。一方で、相談支援専門員の増員、力量の平準化・底上げと、さらなる向上が求められています。

#### 【第4期の利用の見込み】

障がい児通所支援を利用する児童は今後も増える見込みです。サービス利用者の増加と合わせて、障がい児相談支援利用者を見込みます。

《1か月あたりの平均実利用者数の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人/月		0	29.4	54.2	40	43	46
対見込み比			0%	77%	136%			

※「計画相談支援」「障害児相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、各月毎の「実利用者数」を12か月分合計し12（か月）で割った値。

#### 【サービス量確保の方策】

市内法人を中心に、相談支援事業所の新規開設や計画相談支援従事者の増員について引き続き要請し、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する京都府に対し、研修の定員及び実施回数の増加について引き続き要望していきます。

相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

## ④ 地域移行支援（指定一般相談支援）

### 【サービス概要】

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。

### 【現況・課題】

市内の地域移行支援事業所は4事業所です。（乙訓圏域には他に1事業所あり。）これまでの利用者は数人に留まっています。精神障がいのある人の退院に際して、病院を中心とした相談支援体制のもとで地域生活を開始される例も多く、必ずしもこのサービスを利用されないことも見込みを下回った要因のようです。

地域生活の移行を促進するためには、在宅時に利用できる障がい福祉サービスの充実だけでなく、潜在的对象者の掘り起こしや相談支援につなげるための情報周知やネットワークも必要となっています。

### 【第4期の利用の見込み】

地域生活への移行を希望する人を下記の通り見込みます。

《1か月あたりの平均実利用者数の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人		1.3	0.4	0	1.5	2	2
対見込み比			33%	10%	0%			

※「計画相談支援」「障害児相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、各月毎の「実利用者数」を12か月分合計し12（か月）で割った値。

### 【サービス量確保の方策】

施設入所者に対しては、計画作成相談を通して地域移行希望を把握し、必要な人が支援を受けられるようにします。入院している人に対しては、病院や地域移行支援事業所との連携により、地域移行を希望する人が支援を受けられるようにします。

相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

## ⑤ 地域定着支援（指定一般相談支援）

### 【サービス概要】

入所施設や病院から地域生活へ移行した人やひとり暮らしへと移行した人などを対象として、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応を支援します。

### 【現況・課題】

市内の地域定着支援事業所は3事業所です。（乙訓圏域には他に1事業所あり。）地域移行支援利用者が少なかったこともあり、これまで利用者はほとんどありませんでした。

### 【第4期の利用の見込み】

地域移行支援の利用者数見込みを踏まえて、下記の通り見込みます。

《1か月あたりの平均実利用者数の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人		0	0	0.3	1	1	1
対見込み比			0%	0%	10%			

※「計画相談支援」「障害児相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、各月毎の「実利用者数」を12か月分合計し12（か月）で割った値。

### 【サービス量確保の方策】

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

## イ. 訪問系サービス

### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

#### 【サービス概要】

自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。また、通院や官公庁での手続きのために車への乗り降りや移動を介助します。

#### 【現況・課題】

市内の居宅介護事業所は 17 事業所です。（乙訓圏域には他に 10 事業所あり。）利用者の希望時間帯（朝・夕など）が集中していたり、職員体制などの理由から新規契約者を受け入れる余裕がなかったりするために、利用者の希望通りサービスが受けられる体制が整っていません。また、加齢に伴う介護保険制度への移行者や併給者も微増しています。

#### 【第 4 期の利用の見込み】

在宅生活に必要な基本サービスであることから、どの障がい種別においても利用意向が多くみられます。利用者数及び一人あたりの利用時間数の増加を見込みます。

《1 か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第 4 期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	127	144	148	147	150	155	160
利用量	時間	2,746	2,800	3,096	3,122	3,200	3,400	3,600
	時間 /人	21.6	19.4	20.9	21.2	21	22	23
対 見込み比	利用者数	115%	103%	93%	82%			
	利用量	135%	90%	81%	69%			

#### 【サービス量確保の方策】

支援員を増やすため、事業者が行うヘルパー養成研修等の実施や支援員の募集に際して、会場の確保や周知のための広報の活用などにより支援します。

また、支援員が障がい特性を理解したうえでサービスを提供できるよう、相談支援専門員を通じて個別ケア会議等を実施し、関係者間での利用者情報の共有化を進めます。

## ② 重度訪問介護

### 【サービス概要】

重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

### 【現況・課題】

市内の重度訪問介護事業所は14事業所です。（乙訓圏域には他に8事業所あり。）利用者の約半数に身体・知的障がいの重複障がいがあります。また、約4割が共同生活援助（グループホーム）の利用者です。

難病患者等の利用者数の増加により利用量が伸びています。

### 【第4期の利用の見込み】

引き続き、利用者数及び一人あたりの利用時間数の微増を見込みます。

≪1か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	13	18	20	21	21	21	22
利用量	時間	2,888	3,274	4,536	4,536	4,600	4,700	4,900
	時間 /人	222	182	227	216	219	223	223
対 見込み比	利用 者数	100%	138%	143%	140%			
	利用 量	89%	117%	149%	140%			

### 【サービス量確保の方策】

支援員を増やすため、事業者が行うヘルパー養成研修等の実施や支援員の募集に際して、会場の確保や周知のための広報の活用などにより支援します。

また、支援員が障がい特性を理解したうえでサービスを提供できるよう、相談支援専門員を通じて個別ケア会議等を実施し、関係者間での利用者情報の共有化を進めます。

### ③ 同行援護

#### 【サービス概要】

重度の視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。平成 23 年 10 月から開始した制度です。

#### 【現況・課題】

市内の同行援護事業所は 2 事業所です。(乙訓圏域には他に 2 事業所あり。) 実際は、同行援護を主なサービスとして提供している市外事業所を利用される人が多くなっています。

類似事業として移動支援事業(地域生活支援事業)があり、利用者がどちらかを選択されています。同行援護を選択することで自己負担金が発生する人もあるため、サービス開始前の予想に比べて同行援護を選択する人が少ない現状があります。

#### 【第 4 期の利用の見込み】

引き続き、利用者数及び利用時間数の微増を見込みます。

《1 か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第 4 期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	8	10	14	13	14	15	16
利用量	時間	191	242	236	198	280	300	320
	時間 /人	24	24	17	15	20	20	20
対 見込み比	利用者数		50%	70%	65%			
	利用量		61%	59%	50%			

#### 【サービス量確保の方策】

市内事業所での有資格者を増やすため、事業所に対しヘルパー養成研修に関する情報提供に努めます。

## ④ 行動援護

### 【サービス概要】

知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。

### 【現況・課題】

市内の行動援護事業所は9事業所です。(乙訓圏域には他に5事業所あり。) 知的障がいや発達障がいの人を中心に利用意向は高いものの、支援員の不足により、利用量は横ばいとなっています。また、二人派遣の必要な障がいのある人が増えていることも提供量伸び悩みの要因となっています。

### 【第4期の利用の見込み】

引き続きニーズは高いため、利用者数及び一人あたりの利用時間数の増加を見込みます。

《1か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	42	34	35	35	37	40	45
利用量	時間	737	543	576	568	630	720	850
	時間 /人	18	16	16	16	17	18	19
対 見込み比	利用者数	111%	87%	83%	78%			
	利用量	75%	64%	61%	54%			

### 【サービス量確保の方策】

市内事業所での有資格者を増やすため、事業所に対しヘルパー養成研修に関する情報提供に努めます。

## ⑤ 重度障害者等包括支援

---

### 【サービス概要】

常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

### 【現況・課題】

市内及び乙訓圏域に重度障害者等包括支援事業所はありません。サービス対象者が限られており、これまで利用実績がありませんでした。

### 【第4期の利用の見込み】

今後も状況に変化はないと見込まれるため、利用見込者、利用量ともにならない見込みです。

## ウ. 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### 【サービス概要】

常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 【現況・課題】

市内の生活介護事業所は4事業所（定員 126 人）です。（乙訓圏域には他に2事業所（定員 90 人）あり。）市内の介護保険事業所も1か所、生活介護基準該当施設として市で指定しています。

特別支援学校卒業生を中心に、毎年新たな利用希望者があります。また、加齢に伴う体力や就労意欲の低下などにより、他の日中活動系サービスからの変更を希望される場合もあります。

乙訓圏域内の事業所の定員に空きがなくなりつつあるため、定員の増員や新たな事業所の開設が求められている一方、職員の確保が困難なため定員増員や新規参入が進まないという事業所の声もあります。

事業所の指定基準や運営方法等について情報提供しています。

#### 【第4期の利用の見込み】

特別支援学校在校生の進路見込を基本として利用者数の増加を見込みます。

#### 《1か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	137	140	143	150	155	159	164
利用量	人日	2,715	2,619	2,635	2,819	3,100	3,180	3,280
	日/人	20	19	18	19	20	20	20
対見込み比	利用者数	85%	92%	91%	93%			
	利用量	77%	82%	80%	83%			

### 【サービス量確保の方策】

平成 27 年度に移転する事業所において定員の増員を予定しています。

事業所の指定基準や運営方法等について情報提供に努め、施設を建設する法人に対し、国の制度（社会福祉施設整備補助金）を活用していくとともに、乙訓 2 市 1 町で協調し、施設整備費・設備整備費補助や、施設整備のための資金借入に関する元利補給補助を行います。

さらなる提供量の確保に向けて、乙訓 2 市 1 町及び京都府等の関係機関で課題を共有し、乙訓圏域内の法人等を中心に定員の増員や新たな事業所の開設について協議を進めます。

支援員を増やすため、事業者が行う支援員の募集に際して周知のための広報の活用などにより支援します。

## ② 自立訓練（機能訓練）

### 【サービス概要】

地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人（高次脳機能障害含む）に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。

### 【現況・課題】

市内及び乙訓圏域に自立訓練（機能訓練）事業所はありません。利用者は市外事業所を利用しており、ここ数年は利用者が1～2人で推移しています。

### 【第4期の利用の見込み】

利用できる期間に限りがあるサービス（原則2年間）のため、各年度2人ずつの利用を見込みます。

《1か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	0	1	1	2	2	2	2
利用量	人日	0	8	2	4	40	40	40
	日/人	0	8	2	2	20	20	20
対見込み比	利用者数	0%	100%	100%	200%			
	利用量	0%	36%	9%	18%			

### 【サービス量確保の方策】

市内において事業所の開設予定はありませんが、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

### ③ 自立訓練（生活訓練）＊宿泊型含む

#### 【サービス概要】

知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。

#### 【現況・課題】

市内の自立訓練（生活訓練）事業所は3事業所（定員36人）です。（乙訓圏域には他に事業所なし。）市内には府下唯一の宿泊型事業所もあり、精神障がいのある人の利用を中心に、利用者数と利用量は増加しています。

#### 【第4期の利用の見込み】

利用できる期間に限りがあるサービス（原則2年間）のため、利用者は一定数で推移するものとして見込みます。

《1か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	3	16	23	23	24	25	25
利用量	人日	28	210	266	306	310	325	325
	日/人	9	13	12	13	13	13	13
対見込み比	利用者数	75%	89%	121%	115%			
	利用量	32%	210%	242%	255%			

#### 【サービス量確保の方策】

市内事業所の利用を基本として、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

## ④ 就労移行支援

### 【サービス概要】

一般就労を希望する人に対し、一定の期間における支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。

### 【現況・課題】

市内の就労移行支援事業所は2事業所（定員24人）です。（乙訓圏域には他に事業所なし。）事業所によって提供される活動内容が異なるため、市内外に関わらず、就労希望業務に沿った事業所を選んで利用される傾向にあります。特に精神障がいのある人の利用が増えています。

また、就労系サービスにおいては、工賃水準の引き上げや活動の場の確保を図るため、ほっこりんぐ事業の実施や障害者優先調達推進法に基づき定められた市の調達方針に則り、障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進しています。

### 【第4期の利用の見込み】

利用できる期間に限りがあるサービス（原則2年間）ですが、一般就労への移行希望者が増えることを見込み、利用者数を増やします。

\*国の通知により、就労系サービス利用のアセスメントとして就労移行支援事業を利用する場合は、あくまで暫定的な利用であり、本来の事業目的に沿った利用と異なることから、見込みの算出に含めないこととなっています。

#### 《1か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	2	4	8	14	15	16	18
利用量	人日	33	84	101	223	240	270	320
	日/人	17	21	13	16	16	17	18
対見込み比	利用者数	14%	80%	160%	280%			
	利用量	11%	84%	101%	223%			

### 【サービス量確保の方策】

一般就労を希望する人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報提供に努めます。

また、ほっこりんぐ事業や施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。

## ⑤ 就労継続支援A型

### 【サービス概要】

一般企業などへの就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

### 【現況・課題】

市内の就労継続支援A型事業所は1事業所（定員10人）です。（乙訓圏域には他に1事業所（定員10人）あり。）事業所によって提供される活動内容が異なるため、市内外に関わらず、就労希望業務に沿った事業所を選んで利用される傾向にあります。

また、就労系サービスにおいては、工賃水準の引き上げや活動の場の確保を図るため、ほっこりんぐ事業の実施や障害者優先調達推進法に基づき定められた市の調達方針に則り、障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進しています。

### 【第4期の利用の見込み】

就労支援事業の利用希望者が増えることを見込み、利用者数を増やします。

#### 《1か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	12	15	15	18	20	21	22
利用量	人日	256	308	309	353	400	420	440
	日/人	21	21	21	20	20	20	20
対見込み比	利用者数	120%	136%	115%	120%			
	利用量	116%	140%	119%	118%			

### 【サービス量確保の方策】

障がいのある人の働きたいという思いに沿って、必要なサービスを利用できるように、市外施設も含めた情報提供に努めます。

また、ほっこりんぐ事業や施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。

## ⑥ 就労継続支援B型

### 【サービス概要】

一般企業などへの就労が困難な人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

### 【現況・課題】

市内の就労継続支援B型事業所は7事業所（定員134人）です。（乙訓圏域には他に5事業所（定員110人）あり。）事業所によって提供される活動内容が異なるため、市内外に関わらず、就労希望業務に沿った事業所を選んで利用される傾向にあります。

また、生活介護等に比べて利用者の流動性が高いため、利用者の継続確保や報酬単価が低いことが課題となっている事業所もあります。

また、就労系サービスにおいては、工賃水準の引き上げや活動の場の確保を図るため、ほっこりんぐ事業の実施や障害者優先調達推進法に基づき定められた市の調達方針に則り、障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進しています。

### 【第4期の利用の見込み】

特別支援学校在校生の進路見込を基本として、就労支援事業の利用希望者が増えることを見込み、利用者数を増やします。

#### 《1か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	94	103	117	116	120	125	130
利用量	人日	1,668	1,721	1,933	1,945	2,050	2,100	2,200
	日/人	18	17	17	17	17	17	17
対見込み比	利用者数	136%	103%	115%	110%			
	利用量	110%	115%	121%	114%			

### 【サービス量確保の方策】

障がいのある人の働きたいという思いに沿って、必要なサービスを利用できるように、情報提供に努めます。

また、ほっこりんぐ事業や施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。

## ⑦ 療養介護

### 【サービス概要】

医療が必要な人であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

### 【現況・課題】

市内及び乙訓圏域に療養介護事業所はありません。利用者は市外事業所を利用されています。

在宅で生活することが困難な重度の障がいのある人の生活の場として、支援員の増員や支援の質の向上が求められています。また、家族にとって、市外施設への面会、帰宅時の送迎などが高齢化とともに身体的・経済的な負担となっています。

### 【第4期の利用の見込み】

利用者数は横ばいで推移すると見込みます。

《1か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	1	18	18	18	18	18	18
対見込み比		100%	106%	106%	106%			

### 【サービス量確保の方策】

市内の事業所の新規開設予定はありませんが、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

## ⑧ 短期入所

### 【サービス概要】

在宅の障がいのある人を介助する人が病気などの場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

### 【現況・課題】

市内の短期入所事業所は 5 事業所（13 床）です。（乙訓圏域には他に 1 事業所（5 床）あり。）いずれも福祉型短期入所事業所です。

どの障がい種別も利用意向は高くなっていますが、市内事業所では夜間支援職員の確保が困難、報酬単価が低く採算に不安があるなどの理由から稼働率が低くなっています。また、医療ケアの必要な人に対応できる医療型短期入所事業所が乙訓圏域内にないことが課題となっています。

### 【第 4 期の利用の見込み】

引き続き利用意向が高いため、今後も利用者数の増加を見込みます。

#### 《1 か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第 4 期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	38	54	65	52	53	55	60
利用量	人日	117	167	189	198	210	220	240
	日/人	3	3	3	4	4	4	4
対見込み比	利用者数	100%	120%	135%	104%			
	利用量	91%	93%	95%	99%			

### 【サービス量確保の方策】

支援員を増やすため、事業者が行う支援員の募集に際して周知のための広報の活用などにより支援します。

## エ. 居住系サービス

### ① 共同生活援助（グループホーム）

#### 【サービス概要】

主として夜間において、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。平成 26 年度から共同生活介護（ケアホーム）と統合されました。

#### 【現況・課題】

市内の共同生活援助事業所は 10 事業所（定員 76 人）です。（乙訓圏域には他に 6 事業所（定員 25 人）あり。）障がいのある人の地域生活の拠点として、特に知的障がいのある人の利用意向が高くなっています。

しかし、市内事業所では夜間支援職員の確保が困難、報酬単価が低く採算に不安があるなどの理由から週 7 日の事業実施ができていないところもあります。

また、消防法改正によるスプリンクラーの設置義務などの環境整備の点で新たなグループホームの開設場所確保に課題が生じている現状があります。

#### 【第 4 期の利用の見込み】

引き続き利用意向が高いため、今後も利用者数の増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第 4 期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	29	48	53	52	54	56	58
対見込み比		97%	117%	123%	113%			

※平成 23～25 年度の実績は共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）の合計数です。

#### 【サービス量確保の方策】

入居者の障がいの状況に合わせてグループホームの改修や備品購入にかかる経費を補助します。

事業所の指定基準や運営方法等について情報提供に努め、施設を建設する法人に対し、国の制度（社会福祉施設整備補助金）を活用します。

支援員を増やすため、事業者が行う支援員の募集に際して周知のための広報の活用などにより支援します。

空き家等を活用した基盤整備のあり方について検討します。

## ② 施設入所支援

### 【サービス概要】

施設入所者を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

### 【現況・課題】

市内の施設入所支援事業所は 1 事業所（定員 20 人）です。（乙訓圏域には他になし。）利用者の多くは市外施設を利用しています。

そのため、特に重度の知的障がいのある人や医療的ケアの必要な人が安心して暮らせる入所施設が乙訓圏域に必要という意見があります。障がいのある人が住みなれた地域で暮らし続けるための選択肢の 1 つとして、乙訓圏域内の新たな入所施設の必要性について検討する必要があります。

### 【第 4 期の利用の見込み】

平成 26 年度末の入所者見込み数 48 人のうち、2 人が地域移行により減少すると見込みます。地域移行以外を理由とする退所者と新規入所者は同数と見込みます。

《1 か月あたりの利用の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第 4 期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	47	47	45	48	48	47	46
対見込み比		87%	94%	94%	104%			

### 【サービス量確保の方策】

市内の事業所の新規開設予定はありませんが、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報提供に努めます。

## オ. 児童福祉サービス

### ① 児童発達支援

#### 【サービス概要】

就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。

#### 【現況・課題】

市内の児童発達支援事業所は2事業所です。（乙訓圏域には他になし。）生活のしづらさを抱える児童・家族にとって利用意向の高い支援であり、速やかに支援につながることを求められています。

#### 【第4期の利用の見込み】

引き続き利用意向は高いため、今後も利用者数の増加を見込みます。

#### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人/月		92	93	83	93	95	97
利用量	人日/月		277	276	236	280	285	290
	日/人		3	3	3	3	3	3

#### 【サービス量確保の方策】

障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、情報提供及び関係機関との連携に努めます。

## ② 医療型児童発達支援

### 【サービス概要】

上下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。

### 【現況・課題】

医療型児童発達支援事業所は市内及び乙訓圏域にはありません。利用者は市外事業所を利用しており、ここ数年は利用者が1～2人で推移しています。速やかに支援につながることを求められています。

### 【第4期の利用の見込み】

各年度1人ずつの利用を見込みます。

#### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人/月		0	1	1	1	1	1
利用量	人日 /月		0	8	8	8	8	8
	日/人		0	8	8	8	8	8

### 【サービス量確保の方策】

障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、情報提供及び関係機関との連携に努めます。

### ③ 放課後等デイサービス

#### 【サービス概要】

学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。

#### 【現況・課題】

市内の放課後等デイサービス事業所は3事業所です。（乙訓圏域には他に1事業所あり。）障がいのある児童にとっての、仲間との過ごし場としてや就労する保護者にとっての預かり場としての利用意向が高くなっています。

#### 【第4期の利用の見込み】

引き続き利用意向が高いため、今後も利用者数の増加を見込みます。

#### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人/月		144	191	134	135	140	145
利用量	人日/月		268	351	649	700	800	900
	日/人		2	2	5	5	6	6

#### 【サービス量確保の方策】

障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、情報提供及び関係機関との連携に努めます。

## ④ 保育所等訪問支援

### 【サービス概要】

保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

### 【現況・課題】

市内の保育所等訪問事業所は 1 事業所です。（乙訓圏域には他になし。）平成 25 年度から実施しており、利用者数は数人で推移しています。

### 【第 4 期の利用の見込み】

今後、支援が必要な児童の利用が増えるの見込みです。

### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第 4 期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人/月		0	0	2	4	5	6
利用量	人日 /月		0	0	2	8	10	12
	日/人		0	0	1	2	2	2

### 【サービス量確保の方策】

情報提供及び保育所等との連携や、サービスの実施に向けての支援体制の整備に努めます。

## カ. 地域生活支援事業

### ① 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

#### 【サービス概要】

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁（バリア）」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めることを目的にした研修や啓発活動を通じて、地域住民への働きかけを強化します。

#### 【現況・課題】

本市在勤・在住の人を対象に、視覚障がいであって国家資格所持者による無料のマッサージ体験会を委託して実施しています。このマッサージ体験会を通して、障がいに対する理解を深め、障がいのある人の雇用就労を促進します。

なお、地域生活支援事業上の位置付けはしていませんが、その他啓発の取り組みとして、障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせた「障がい者（児）の人権を考える市民のひろば」や、ほっこりんぐ事業などを実施しています。

#### 【第4期の見込み】

継続して実施します。

#### 《各年度の実績と見込み》

	実績				見込み		
	第二期末	第三期			第4期		
	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29
実施の有無			実施	実施	実施	実施	実施

※この事業は「地域生活支援事業実施要綱」の改正（平成25年5月15日）により、平成25年度から新たに地域生活支援事業に加わりました。

#### 【サービス量確保の方策】

より多くの人に啓発するため、また障がいのある人の雇用就労促進のため、本事業の一層の推進が求められます。市内のイベントと同時開催、また市内企業との連携による開催により事業を進めます。

## ② 自発的活動支援事業（必須事業）

### 【サービス概要】

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

### 【現況・課題】

実施していません。

### 【第4期の見込み】

検討を進めます。

《各年度の実績と見込み》

	実績				見込み		
	第二期末	第三期			第4期		
	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29
実施の有無			未実施	未実施	検討	実施	実施

※この事業は「地域生活支援事業実施要綱」の改正（平成25年5月15日）により、平成25年度から新たに地域生活支援事業に加わりました。

### 【サービス量確保の方策】

関係団体・部署と実施に向けて検討を進めます。

### ③ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

#### 【サービス概要】

判断能力が不十分な障がいのある人が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援します。

親族による申し立てができない人に対して、本人の保護のために市長が後見開始の審判などを請求します。また、条件を満たす世帯の成年後見制度利用者の成年後見人等の業務に対する報酬等の支援を行っています。

#### 【現況・課題】

障がいの重度化や家族の高齢化などにより成年後見制度への関心が高まっています。

#### 【第4期の見込み】

市長申し立ての利用者は第三期期間中において0人でした。第4期においても利用は少ないと見込まれます。報酬等の支援は今後も継続的に発生する見込みです。

#### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実利用人数	人	0	1	0	1	3	3	3
対見込み比		0%	50%	0%	50%			

※第4期計画における実利用見込み人数の内訳は市長申し立て1人、報酬等の支援2人です。

#### 【サービス量確保の方策】

事業の啓発を広く行うことで、必要とする人が利用できる環境を整備します。

## ④ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

### 【サービス概要】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### 【現況・課題】

実施していません。

### 【第4期の見込み】

検討をすすめます。

《各年度の実績と見込み》

	実績				見込み		
	第二期末	第三期			第4期		
	H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実施の有無		未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

### 【サービス量確保の方策】

市内の法人後見に関心のある法人とともに、法人後見を始めるための検討を重ねます。その上で法人後見支援事業について、どのような支援が必要か整理し、第4期期間中に実施できるよう検討をすすめます。

## ⑤ 意思疎通支援事業（必須事業）

---

### 【サービス概要】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援する意思疎通支援者の派遣等を行います。

#### ○手話通訳者、要約筆記者派遣事業

日常生活において手話や要約筆記により意思疎通を図りたい障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

#### ○手話通訳者設置事業

市役所の窓口での利便性を図るため、手話通訳者を設置します。

#### ○重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

発語困難な障がいのある人（福祉用具や手話等があれば意思疎通が可能な人を除きます。）が医療機関に入院した時に、医療従事者との意思疎通のために支援員を派遣します。平成 26 年度から実施しています。

### 【現況・課題】

手話通訳者派遣・要約筆記者派遣ともに需要が伸びていますが、特に要約筆記者派遣は件数が大きく伸びています。情報保障の重要性について、社会的理解が進んだこともあり、イベント主催者からの要請による派遣も増えていきます。

### 【第 4 期の見込み】

手話通訳者派遣は、障害者基本法の改正で「手話は言語に含まれる」ことが明記されたことを踏まえ、社会全体で手話による意思疎通の配慮が進むこと、また聴覚障がい者の社会参加が進むことによる増加を見込んでいます。

要約筆記者派遣は、要約筆記そのものの市民への浸透が進むことで、聞こえに不便のある利用希望者の増加を見込みます。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業は障がいのある人の高齢化に伴い、利用者が増えると見込みます。

《各年度の実績と見込み》

○手話通訳者、要約筆記者派遣事業

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
手話通訳者派遣 実利用数		30人	40人	42人	42人	660件	665件	670件
要約筆記者派遣 実利用数		38人	41人	36人	40人	130件	140件	150件
対 見込み比	手話	79%	125%	127%	124%			
	要約	152%	111%	95%	100%			

※「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の改正（平成26年5月15日）により、手話通訳（要約筆記）者派遣事業の実績の数値は、第三期計画においては**実利用者数**で、第4期計画については**実利用件数**で作成しています。

○手話通訳者設置事業

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
手話通訳者 設置人数	人	2	2	2	5	5	5	5
対見込み比		100%	100%	67%	167%			

○重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
入院時コミュ 実利用人数	人				4	6	8	10

**【サービス量確保の方策】**

手話奉仕員養成研修事業等により、人材の育成に努めることで、利用の需要の伸びに対するサービスの提供体制を確保します。

## ⑥ 日常生活用具給付事業（必須事業）

### 【サービス概要】

障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付または貸与を行います。

### 【現況・課題】

年度によって利用件数の増減が大きく、見込みに対する進捗率もばらつきが大きくなっています。「介護訓練支援用具」「排泄管理支援用具」については計画値を上回っていますが、「在宅療養等支援用具」「住宅改修費」については計画値を下回っています。

### 【第4期の見込み】

日常生活用具の必要性は高く、障がいのある人が必要に応じて給付を受けられることができるよう、適切な提供量を見込みます。

#### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
介護訓練支援用具	件	3	10	19	13	13	13	13
対見込み比		50%	200%	380%	260%			
自立生活支援用具	件	34	20	25	30	30	30	30
対見込み比		136%	67%	83%	100%			
在宅療養等支援用具	件	22	24	15	15	20	20	20
対見込み比		147%	96%	60%	60%			
情報・意思疎通支援用具	件	21	32	28	19	25	25	25
対見込み比		175%	128%	112%	76%			
排泄管理支援用具	件	350	404	393	560	560	560	560
対見込み比		74%	94%	91%	130%			
住宅改修費	件	5	3	4	5	5	5	5
対見込み比		167%	60%	80%	100%			

### 【サービス量確保の方策】

利用者の要望や障がいの特性、改良が重ねられ続けている用具に合わせて適切な日常生活用具を給付し、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

## ⑦ 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

### 【サービス概要】

日常会話を行うのに必要な手話の語いと手話の表現技術を習得した人を養成することで、聴覚に障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

### 【現況・課題】

手話教室「入門」を市単独で開催し、手話教室「基礎」を乙訓2市1町で共催しています。例年、養成研修の総定員に対して、研修を修了する人数は半分程度です。

### 【第4期の見込み】

手話の普及を図り、聴覚障がい者が円滑に意思疎通できる環境づくりを進めるため、今後も継続的に実施します。

#### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
養成講習 実修了人数	人				17	25	25	25

※この事業は「地域生活支援事業実施要綱」の改正（平成25年5月15日）により、任意事業の「奉仕員養成研修」のうち、手話奉仕員養成研修のみ、平成25年度から必須事業に位置付けられました。

### 【サービス量確保の方策】

手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、手話奉仕員を養成します。

## ⑧ 移動支援事業（必須事業）

### 【サービス概要】

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

### 【現況・課題】

長岡京市に登録のある、市内の移動支援事業所は16事業所です。（乙訓圏域には他に5事業所あり。）

利用人数は目標を越えて伸びていますが、利用時間が目標に及んでいません。職員の確保が課題となり、ニーズに対するサービス量が不足しているため、利用ニーズに対するサービス量の確保が課題です。

新たな支援員の養成が進んでいないため、支援員の高齢化、不足が生じています。

### 【第4期の見込み】

移動支援事業はどの障がい種別においても今後の利用意向が高くなっています。利用者・利用時間ともに伸び続けると見込みます。

#### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実利用人数	人	109	168	183	179	180	185	190
延利用時間	時間	1,035	1,009	1,110	1,142	14,040	15,540	15,960
	時間 ／人	9.5	6.0	6.1	6.4	78.0	84.0	84.0
対 見込み比	利用 人数	95%	120%	126%	119%			
	利用 時間	90%	84%	89%	88%			

※第三期計画における延利用時間は各年度の延利用時間を12(ヶ月)で割ったものです。第4期計画においては年間の利用見込み時間を記載しています。

### 【サービス量確保の方策】

市内事業所や大学等の関係機関と協力して人材の育成に努めることで、利用の需要の伸びに対するサービスの提供体制を確保します。

## ⑨ 地域活動支援センター（必須事業）

### 【サービス概要】

障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じた、事業所ごとに違うサービスを合わせて提供します。

### 【現況・課題】

市内の地域活動支援センターは3事業所です。（乙訓圏域には他に1事業所あり。）

市外の施設の利用者は増加していますが、市内の施設の利用者は減っています。

### 【第4期の見込み】

施設数を現状維持、利用者数を微増と見込んでいます。

#### 《各年度の実績と見込み》

			実績				見込み		
			第二期末	第三期			第4期		
			H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実施 箇所数	市内	箇所	3	3	3	3	3	3	
	市外	箇所	0	0	2	3	3	3	
対見込み比			60%	100%	167%	200%			
実利用 人数	市内	人	30	34	32	26	27	28	29
	市外	人	0	0	2	3	3	3	3
対見込み比			68%	85%	76%	58%			

※関連する市町村名・・・大山崎町、兵庫県宝塚市、大阪府大阪市淀川区

### 【サービス量確保の方策】

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

## ⑩ 任意事業

### <福祉ホームの運営>

#### 【サービス概要・現況・課題・見込み】

住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な支援を行います。長岡京市内には対象事業所が1カ所あります。

障がいのある人の生活の拠点として、今後も運営補助を継続します。

#### 《各年度の実績と見込み》

	実績				見込み		
	第二期末	第三期			第4期		
	H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
運営補助実施件数	5人	5人	5人	5人	1件	1件	1件
対見込み比		100%	100%	100%			

※第三期計画においては、福祉ホームの利用者数を計画値としていましたが、第4期計画においては運営補助実施件数を計画値とします。

### <訪問入浴サービス>

#### 【サービス概要・現況・課題・見込み】

地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

平成26年6月から新規利用者が増えました。第4期計画において利用者数及び利用量は現状維持で見込みます。

#### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実利用者数	人	2	3	2	3	3	3	3
利用量	回	43	74	81	195	210	210	210
	回 /人	21.5	24.3	40.5	65.0	70.0	70.0	70.0
対見込み比	実利用者数		100%	50%	60%			
	利用量		47%	38%	74%			

<生活訓練等>

【サービス概要・現況・課題・見込み】

障がいのある人に対し、生活の質の向上と社会復帰の促進を図るため、日常生活上必要な宿泊や外出の訓練・指導等、本人活動支援などを行います。

平成 25・26 年度における利用者数は 13 人でした。第 4 期計画においては、利用者が微増で推移すると見込みます。

《各年度の実績と見込み》

	実績				見込み		
	第二期末	第三期			第 4 期		
	H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実利用者数	3 事業所	3 事業所	2 事業所	2 事業所	15 人	15 人	20 人
対見込み比	100%	75%	50%	40%			

※第三期計画においては、地域生活訓練事業実施事業所の数を計画値としています。第 4 期計画においては、地域生活訓練事業利用者数を計画値としています。

<日中一時支援>

【サービス概要・現況・課題・見込み】

障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息を確保します。

長岡京市内の日中一時支援事業所は 1 事業所です。（乙訓圏域には他に 1 事業所あり。）利用意向は高いため、第 4 期計画においては現状維持の形で推移すると見込みます。

《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第 4 期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
実利用者数	人	67	60	56	55	55	55	
利用量	時間	180	210	200	212	2,520	2,520	2,520
	時間 ／人	2.7	3.5	3.6	3.9	45.8	45.8	45.8
対見込み比	実利用者数	140%	100%	90%	85%			
	利用量	94%	88%	80%	82%			

※第三期計画における利用量は各年度の利用時間を 12(ヶ月) で割ったものです。第 4 期計画においては年間の利用見込み時間を記載しています。

## <文化芸術活動振興>

### 【サービス概要・現況・課題・見込み】

障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

継続的な支援が求められており、第4期計画においては現状維持で見込みます。

### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	150	359	277	360	330	330	330
対見込み比			211%	163%	212%			

## <奉仕員養成研修>

### 【サービス概要・現況・課題・見込み】

要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員（平成26年度から実施）を養成研修します。要約筆記奉仕員養成研修は、京都府で要約筆記者養成研修を行っていることを踏まえた内容で実施しています。朗読奉仕員養成研修は3年に1回の間隔で実施します。

各奉仕員の需要は高く、継続した事業の実施が求められます。

### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
利用者数	人	58	57	48	70	55	55	70
対見込み比			127%	107%	156%			

## <自動車運転免許取得・改造助成>

### 【サービス概要・現況・課題・見込み】

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

毎年の利用者数は0人～1人となっているため、各年度1人の利用を見込みます。

### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
免許取得 利用者数	人	0	0	1	0	1	1	1
改造助成 利用者数	人	1	1	0	0	1	1	1
対 見込み比	免許 取得	0%	0%	33%	0%			
	改造 助成	33%	33%	0%	0%			

## <障害者虐待防止対策支援>

### 【サービス概要・現況・課題・見込み】

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

現在、虐待時の一時保護を委託契約している事業者を引き続き委託していきます。

### 《各年度の実績と見込み》

		実績				見込み		
		第二期末	第三期			第4期		
		H.23	H.24	H.25	H.26 (見込み)	H.27	H.28	H.29
委託契約 事業者数	件			8	8	8	8	8

※この事業は「地域生活支援事業実施要綱」の改正（平成25年5月15日）により、平成25年度から地域生活支援事業に加えられました。

## <任意事業における第三期計画からの変更点>

第三期計画の任意事業のうち、更生訓練費支給事業は平成26年度をもって終了します。生活サポート事業は継続して実施しますが、「地域生活支援事業実施要綱」の改正（平成26年3月31日）により、地域生活支援事業の対象外となったため、記載していません。

## 第3章 計画の推進

# 第3章

## 計画の推進

計画の推進においては、以下の点を重視します。

### 1. 連携体制の充実

福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野において、関係各課との連携・調整を図ります。また、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や京都府・近隣市町、基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所等との連携のもとで、圏域の課題を共有し計画を推進していきます。

長岡京市独自の課題についても、長岡京市障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議や個別ケアマネジメント会議等を通じて連携を図っていきます。

### 2. 計画の進行管理

PDCA サイクルの考え方のもとで、年に1回以上、成果目標等として掲げた内容を中心とした実績を把握するとともに、地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会において障がい者施策や関連施策の動向も踏まえた分析及び評価を行い、必要に応じた計画の見直しを行います。

### 3. 障がい者（児）福祉基本計画との整合

平成27年度に策定を予定している第5次障がい者（児）福祉基本計画においても、課題の解決につなげるための具体的方策を定め、本計画の推進と合わせて取り組みます。

### 4. 国への働きかけ

課題解決のために、法制度の改正や人員配置基準・報酬の適正化が必要と判断したものについては、国へ実態を伝えるために要望等を行っていきます。

また、厳しい財源状況にある中、各サービスの推進にあたっては、財源の確保も重要です。事業の実施や体制の整備を適正に行うためには国にも一定の負担が求められます。サービスの基盤整備や制度改正等に要する財源は国の責任において講じられるものとして、サービスの提供に要する財源については市の負担が増加することのないものとして、確実な財源措置が行われるよう、引き続き国に対して必要な要望を行っていきます。

## <資料>

### ○長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会の概要

#### ①開催経過

回数	日時	議事
第1回	平成26年7月15日(火) 午後1時30分～3時40分	○第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画及び長岡京市障がい福祉計画(第三期計画)の進捗について ○障がい福祉計画(第4期計画)策定方針について ○実態調査について
第2回	平成26年11月18日(火) 午後1時30分～3時30分	○長岡京市障がい者(児)福祉基本計画及び長岡京市障がい福祉計画の次期計画策定のためのアンケート及びヒアリングの報告について ○長岡京市障がい福祉計画(第4期計画)の構成について
第3回	平成27年1月6日(火) 午後1時30分～3時40分	○長岡京市障がい福祉計画(第4期計画)案について
第4回	平成27年2月19日(木) 午後1時30分～3時30分	○長岡京市障がい福祉計画(第4期計画)最終案について ○長岡京市障がい福祉計画(第4期計画)案に対する意見公募の結果について

#### ②委員名簿(五十音順)

	選出団体等の名称	氏名
委員	相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル	石田 早苗
部会長代理	長岡京市社会福祉協議会	岩崎 義典
委員	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	奥田 英太郎
委員	長岡京市知的障がい者相談員	小倉 生子
委員	乙訓障害者福祉を進める連絡会	酒井 由美子
委員	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	坂本 忍
委員	乙訓医師会	高畑 龍一
部会長	京都華頂大学	武田 康晴
委員	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	長藤 登
委員	市民公募	鯉江 幸子
委員	乙訓やよい会	西村 くみ子
委員	市民公募	牧 由紀子
委員	京都府立向日が丘支援学校	三科 哲治
委員	長岡京市身体障がい者団体連合会	三好 俊昭
委員	乙訓ひまわり園地域連携室	村山 史洋
オブザーバー	長岡京市教育委員会	宮脇 好子
オブザーバー	乙訓ポニーの学校	中川 仁夫